

労働基準法別表第1の号別区分

号別区分	事業区分	事業内容
第1号	製造・加工業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊もしくは解体または材料の変造の事業（電気、ガスまたは各種動力の発生、変更もしくは伝導の事業および水道の事業を含む。）
第2号	鉱業	鉱業、石切り業その他土石または鉱物採取の事業
第3号	土木・建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体またはその準備の事業
第4号	交通業	道路、鉄道、軌道、索道、船舶または航空機による旅客または貨物の運送の事業
第5号	貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場または倉庫における貨物の取扱いの事業
第6号	農林業	土地の耕作もしくは開墾または植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業その他農林の事業
第7号	畜産・水産業	動物の飼育または水産動植物の採捕もしくは養殖の事業その他の畜産、養蚕または水産の事業
第8号	商業・理容業	物品の販売、配給、保管もしくは賃貸または理容の事業
第9号	金融・広告業	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内または広告の事業
第10号	映画・演劇業	映画の制作または映写、演劇その他興行の事業
第11号	郵便・通信業	郵便、信書便または電気通信の事業
第12号	教育・研究業	教育、研究または調査の事業
第13号	保健・衛生業	病者または虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
第14号	接客・娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業または娯楽場の事業
第15号	焼却・清掃業	焼却、清掃またはと畜場の事業